

公益財団法人三宅奨学会 学資金貸与規定

第1章 総則

趣 旨

第1条 この規定は、公益財団法人三宅奨学会(以下「本会」)定款に基づき、本会が行う奨学・助成事業に関し、必要な事項を定める。

奨学生の資格

第2条 本会の奨学生となる者は、広島県内の高等学校を卒業し、学校教育法第一条に規定する大学に在学し、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる者でなければならない。

奨学生の種類

第3条 奨学生の種類は、次に掲げる者とする。

- 一 大学奨学生
- 二 大学院奨学生

奨学金の交付期間および金額

第4条 奨学金を交付する期間は正規の最短修業年限とする。

- 2 前項の期間中に貸与する奨学金の額を月額2万円とし、同期間中に給付する奨学金の額を月額2万円として、あわせて月額4万円を交付する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

奨学生願書および奨学生推薦書の提出

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人2名と連署した本会宛の奨学生願書に、在学もしくは卒業した高等学校長発行の成績証明書および推薦書を添えて、本会に提出するものとする。

ただし学校長発行の推薦書は、本会理事長が指名する三宅奨学会の元奨学生の推薦に代えることができる。

- 2 連帯保証人のうち1名は、奨学生本人の父母またはこれらの者に準ずる者、もう1名は奨学生本人及び1の連帯保証人と生計を別にし、返還開始時に65歳以下の者とし、国税及び地方税並びに地方公共団体の公租公課を滞納していないものでなければならない。

奨学生の採用

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経由して、本人に通知する。

- 2 各年度の採用人数は4名を標準とする。

- 3 奨学生選考委員会は本会理事・評議員・監事と、志願者を推薦した高等学校の選考会参加を希望した学校長によって構成される。

奨学金の交付

第7条 奨学金は毎月25日に交付する。

- 2 奨学金の交付は、理事長より直接本人に送金して行うものとする。

奨学金の受領書の提出

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、奨学金受領書を提出しなければならない。

学業成績および生活状況の報告

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を、理事会宛提出しなければならない。

移動届出

第10条 奨学生は次の各号の1に該当する場合は、連帯保証人と連署の上、直ちに届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学または退学したとき
- 二 停学そのほかの処分を受けたとき
- 三 連帯保証人を変更したとき
- 四 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更のあったとき

奨学金の休止および停止

第11条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を休止または停止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を休止または停止する。

奨学金の復活

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができる。

奨学金の廃止

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認めたときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- 一 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- 二 学業成績または操行が不良になったとき
- 三 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 四 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 五 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- 六 その他第2条に規定する奨学生として資格を失ったとき

奨学金の辞退

第14条 奨学生は、何時でも奨学金の辞退を申し出ることができる。

奨学金借用証書の提出

第15条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署の上、直ちに提出しなければならない。

- 一 卒業もしくは終了し、または奨学金貸与期間が満了したとき
- 二 第13条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- 三 退学したとき
- 四 奨学金を辞退したとき

奨学金の利息

第16条 奨学金は無利息とする。

第3章 奨学金の返還および返還猶予

奨学金の返還

第17条 奨学生が第15条各号の1に該当するときは貸与の終了した月の翌月から6ヶ月経過ののち、貸与を受けた奨学金の総額を10年間に均分し、毎年9月末、3月末の2回に等分して返還しなければならない。

ただし奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、奨学金の全部または一部につき繰上げ償還させることができる。
 - 一 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - 二 偽りの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - 三 返還の支払を怠ったとき

奨学金の返還猶予

第18条 奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

- 一 災害により損害を蒙ったため返還が困難になったとき
 - 二 傷病により返還が困難になったとき
 - 三 大学院またはこれと同程度の学校に在学するとき
 - 四 外国において学校に在学し、または研究に従事するとき
 - 五 その他真に止むを得ない事由によって返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号に該当するときは1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。
ただし、第4号または第5号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

返還猶予の願出

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

返還猶予の決定

第20条 奨学金の返還猶予の願い出があったときは理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

割賦金に係る延滞金

第21条 第17条に定める期間内に奨学金を返還しないときの割賦金は、当該延滞している割賦金の額に延滞した期間が12ヶ月を超えるごとに年5%の割合を乗じて計算した金額とする。

奨学生であった者の届出

第22条 奨学生が第15条第1項各号の1に該当するときは、6ヶ月以内にその住所および職業を届け出なければならない。

死亡の届出

第23条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて在学中の学校長を経て、直ちに死亡届を提出しなければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金返還終了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

奨学生の返還免除

第24条 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返済実際額の全部または一部について返済不能となったとき、その他特に必要があるときはその全部または一部を免除する。

返還免除の願出

第25条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- 一 死亡によるときは戸籍謄本、精神もしくは身体機能の著しい障害によるときは、その事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- 二 返還不能の事実を証する書類

返還免除願出の期限

第26条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じたときから、1年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、さらに1年以内その期限を延長することができる。

返還免除の決定

第27条 奨学金返還免除の願い出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 奨学生の指導

奨学生の指導

第28条 奨学生の資質向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第6章 補 則

第29条 この規定の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は財団法人三宅奨学会寄付行為施行の日から施行するものとする。

適用 昭和43年4月1日

この規定の変更部分は昭和60年4月1日より適用する。

この規定の変更部分は平成3年4月1日より適用する。

この規定の変更部分は公益財団法人移行登記の日から適用する。

変更 平成26年4月1日

この規定の変更部分は平成30年4月1日から適用する。

この規定の変更部分は令和4年7月1日から適用する。

この規定の変更部分は令和7年7月1日から適用する。